1月1日から延滞金の計算方法が変わりました

【延滞金とは】

地方税を納期限までに完納しない場合に、遅延利子の意味で課せられる徴収金を言います。納期限の翌日から納付ま での期間に応じて計算されます。

		本 則 (注1)	特例	基準による割合
平成27年 1月1日から 12月31日まで	納期限の翌日から 1カ月を経過するまで	7.3%	特例基準割合 + 1 %	2.8% (注2)
	納期限の翌日から 1カ月を経過した日以後	14.6%	特例基準割合 +7.3%	9.1% (注2)

【特例基準割合の定義】

各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規「短期貸出約定平均金利」の平均の割合に、年1%を加 算した割合

【延滞金】

特例基準割合に年7.3%を加算した割合とする。

(納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合)

- 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。
- 特例基準割合を、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利(0.8%) + 1 % = 1.8%」として算出しています。

〈問い合わせ〉役場 税務課収納係 Tel (62) 9181

とっています。

どに係る消費生活相談業務を広域

相談業

と本村の区域内における在住者な

務の効率化ならびに消費生活にお 的に処理することにより、 ける安全性および利便性を向上さ

消費者被害を

えているからです。分割払いは割賦販売法が適用

た。それは携帯機器を分割払いで購入する人が増

いでブラックリストに載るケースが増えてきまし

最近は、スマホなど、

携帯機器の通信料の未払

され、信販会社にすべての情報が登録されます。

専任相談員の配置による相談体制 せております 未然に防ぐための啓発活動の推進 充実を図っていきます。 平成27年2月2日 今後も継続して、

南阿蘇村長 長野敏也 雑かつ巧妙化しており、 近 年、 悪質業者の手口は年々 消費生活

今回はブラックリストに載ることの影響につい

ブラックリストに載ったからと

意思表明 関する

も対応できるような相談体制 相談件数は年々増加しています。 本村では平成22年度から専任の相 また平成25年度からは、 より高度な相談に 高森町 を てお伝えします。

談員を配置し、

込みを受け付けています。 の系統の機関があり、「本人開示制度」 用情報機関への問い合わせをお勧めします。 影響はあくまでも個人の金融生活に限られ社会的 資格取得が制限されるなどの影響はありません。 いって、就職に不利になる、勤務先に調査される な影響を心配することはないでしょう。 事故情報は金融機関の中だけで開示されますから 基本的には家族、 人や、自分の事故情報を確認したい人は、個人信 何度もカードを申し込んで審査で落ちてしまう 「信販会社」、「消費者金融」、それぞれ三つ 親類等への弊害もありません。 による申し 銀銀

ol.25

【お問い合わせ】 南阿蘇消費者相談室 TEL (67) 2244 火曜·木曜日 相談日 午前10時~午後3時 久木野庁舎

巡回相談日

ます。意外な落とし穴です。

お気をつけください

る訳です。

本体代も含まれていますから、合わせて延滞とな

この事故情報は契約解除後5年間残り

したがって携帯料金が未払いになると、

その中に

相談時間 2月17日(火) 2月10日(火)

専用電話 午前10時30分~午後2時30分 (67)224 長陽庁舎1階会議室 白水保健センター相談室